

第3期安城市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画等）策定業務委託 質問への回答

令和5年3月31日

項番	掲載日	該当資料名・ページ・項目 質問内容	回答
1	R5.3.31	企画提案書作成要領 1ページ 1（1）	表や図の文字ポイント数は、必ずしも12ポイント以上に限らないが、審査の際に容易に内容を把握できるよう可読性を確保すること。
		文字ポイント数12ポイントの記載は、表・図の場合にも同様でしょうか。	
2	R5.3.31	仕様書 3ページ（4） 実施要領 1ページ 4	診療報酬明細情報（レセプト）の使用は、必須要件ではないが、安城市の現状や特徴を高い精度で分析するためには、診療報酬明細情報を使用した分析が望ましいと考える。
		データ分析にあたって、診療報酬明細情報（レセプト）の使用は必須でしょうか。	
3	R5.3.31	仕様書 3ページ（4）	診療報酬明細情報は、愛知県国民健康保険団体連合会より提供を受ける、令和4年4月から令和5年3月診療分のレセプトデータを指す。具体的なデータは次のとおり。 ・被保険者マスタ（個人情報・世帯情報） ・医療機関マスタ ・レセ電コード情報（医科、DPC、調剤） なお、診療報酬明細情報は、上記のとおり愛知県国民健康保険団体連合会より提供を受けるものであるため、現時点で確定したデータ提供時期を提示することはできないが、概ね令和5年6月末頃のデータ提供を想定している。なお、診療月を分割して部分的に令和5年5月末頃にデータの提供を行う可能性もある。
		「受注者は、発注者が所有する特定健診の結果や診療報酬明細情報、KDB等のデータを用いて」と記載がございますが「診療報酬明細情報」とはどのようなデータを示しているかご教示いただけますでしょうか。	
4	R5.3.31	仕様書 3ページ（4）	想定される提供可能データは次のとおり。ただし、これら以外にも提供可能なデータが存在する可能性がある点に留意されたい。 ・国保総合システムから出力される各種データ ・A I－C u b eから出力される統計データ ・特定健診等データ管理システムから出力される健診等データ ・市町村事務処理標準システムから出力される国保資格等データ ・自庁システムから出力される健診等データ
		「受注者は、発注者が所有する特定健診の結果や診療報酬明細情報、KDB等のデータを用いて」と記載がございますが、他に受領可能なデータがございましたらご教示いただけますでしょうか。	
5	R5.3.31	仕様書 3ページ（4）	診療報酬明細情報の対象データ期間は、項番3の回答のとおり。 その他データの対象期間は、安城市が保有するデータの全てとする。なお、いずれのデータにおいても、少なくとも1年間以上のデータは提供可能である。
		「受注者は、発注者が所有する特定健診の結果や診療報酬明細情報、KDB等のデータを用いて」と記載がございますが、受領可能なデータの期間に関してご教示いただけますでしょうか。	

6	R5.3.31	仕様書 4ページ (11)	計画書及び計画書概要版は、業務進行の過程で得られた分析結果やそれを基に策定する個別事業などを集約した結果であるため、現段階でページ数を想定していないが、現行計画書等のページ数は次のとおり。 ◎第2期安城市国民健康保険データヘルス計画（保健事業実施計画） ・計画書：95ページ（表紙、目次、奥付を含む） ・計画書概要版：8ページ（表紙を含む） ◎第3期安城市国民健康保険特定健康診査等実施計画 ・計画書：6ページ
		成果品の「計画書」及び「計画書概要版」の想定されているページ数に関してご教示いただけますでしょうか。	
7	R5.3.31	仕様書 3ページ (4)	各データの提供可否は次のとおり。 (A) 提供可能 (B) 提供可能 (C) データの名称のみでは対象のデータを特定できないため、データの処理コードを示していただかなければ回答不可能である
		「受注者は、発注者が所有する特定健診の結果や診療報酬明細情報、KDB等のデータを用いて」とございますが、下記のいずれかの被保険者データのご提供は可能でしょうか。 (A) 国保総合システム 特定健診等被保険者データ(KD_IF015) (B) 市町村事務処理標準システム 被保険者資格データ(EUC 個人資格情報ファイル) (C) 国保総合システム 被保険者異動報告データ(資格情報ファイル(世帯・個人))	
8	R5.3.31	仕様書 3ページ (4)	示された3つのデータは、いずれも提供可能である。
		「受注者は、発注者が所有する特定健診の結果や診療報酬明細情報、KDB等のデータを用いて」とございますが、特定健診検査データのうち、下記のファイル形式でご提供頂くことは可能でしょうか。 ・FKAC131 特定健診受診者 CSV ファイル ・FKAC163 特定健診結果等情報作成抽出（健診結果情報）ファイル ・FKAC164 特定健診結果等情報作成抽出（その他の結果情報）ファイル	
9	R5.3.31	実施要領 4ページ 13、14	貴社の認識に相違はない。
		4月24日に提出する提案書に対する書類選考実施はなく、提案書を提出したすべての企業に対して提案説明選考が実施されるということで認識で相違ございませんでしょうか。	
10	R5.3.31	実施要領 4ページ 14	企画提案審査の提案説明は、実地によるプレゼンテーションに限ることとするため、遠隔参加は認めない。
		企画提案審査に参加する説明者のうち、1名は遠隔参加（オンライン（ZOOM など）が可能でしょうか。	

1 1	R5. 3. 31	評価基準 4 「職員の負担軽減の提案」とありますが、職員の“業務”の負担軽減という認識で相違ございませんでしょうか。	貴社の認識に相違はない。 ただし、ここで言う“業務”とは、本業務の遂行のみならず、今後の第3期安城市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画等）、第4期安城市国民健康保険特定健康診査等実施計画の進捗管理等の業務遂行を含むことに留意されたい。
1 2	R5. 3. 31	仕様書 3 ページ （4） 下記のデータをご提供いただくことは可能でしょうか。 ①レセプトデータ（医科、DPC、歯科、調剤、介護）（ご提供いただけるデータファイル名） ②特定健康診査受診結果等データ（ご提供いただけるデータファイル名） ③K D B 国保総合システムデータ（ご提供いただけるデータファイル名） ④被保険者マスタデータ ⑤その他ご提供いただけるデータ （協議の上、必要となる情報）	各データの提供可否は次のとおり。 ① 項番3の回答のとおり ② 項番8の回答のとおり ③ 項番7の回答のとおり ④ 項番3、4、7の回答のとおり ⑤ 項番4の回答のとおり ただし、これら以外にも提供可能なデータが存在する可能性がある点に留意されたい。